

政策評価シート の 主な修正点

施策名・番号	第1回委員会資料	第2回委員会資料
<p>1. 地球温暖化対策の推進</p>	<p>最終行に追加</p> <p>修正文を追加</p> <p>単位の修正</p> <p>最終行に追加</p>	<p>③施策の方針に対する総合的な評価</p> <p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。</p> <p>⑤今後の主な取組</p> <p>【国内における温室効果ガスの排出抑制】</p> <p>○温暖化対策の推進に関する法律に基づき、以下の対策を進める。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・温室効果ガス排出量算定・報告・公表制度の適切な運用により、事業者の自主的な排出抑制のための取組の推進を図る。 ・日常生活から排出される温室効果ガス排出量の「見える化」の推進による削減効果の実証を行い、効果的な削減に結びつく情報提供の在り方を検討するとともに、各家庭の温室効果ガス排出実態に応じた削減行動を支援し、環境コンシェルジュ制度の検討を行う。 ・温室効果ガスの排出抑制等のために事業者が取り組むべき措置等を示した排出抑制等指針について、対象となる部門を追加するなど、その一層の拡充を図る。 ・地域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出抑制のための施策を推進するため、地方公共団体実行計画の策定及び実施を支援する。 <p>⑤業務その他部門の床面積当たりの二酸化炭素排出量[kg-CO₂/m²]</p> <p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>目標1-1 国内における温室効果ガスの排出抑制</p> <p>【達成の状況】</p> <p>今後、景気の回復に伴い温室効果ガス排出量が増加することが考えられるので、京都議定書目標の達成に向けて気を緩めることなく対策を着実に実施していくことが必要。</p>
<p>3. 大気・水・土壌環境等の保全</p>	<p>最終行に追加</p>	<p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>目標3-3 水環境の保全</p> <p><今後の展開></p> <p>○実施した基礎調査等をもとに、気候変動により引き起こされる公共用水域の水温等の状況変化及びそれに伴う水質、水生生物等への影響を解明し、必要な適応策を検討する。</p>
<p>4. 廃棄物・リサイクル対策の推進</p>		<p>⑤今後の主な取組</p> <p>【廃棄物の不法投棄の防止等】</p>

	<p>修正文の追加</p> <p>修正文の追加</p>	<p>○不法投棄等の対策については、引き続き現に生活環境保全上の支障等のある事案を中心に、詳細な支障の状況等の把握を行い、支障等の度合いに応じて優先順位をつけた計画的な支障除去等事業を展開する。</p> <p>また、不法投棄等の支障除去等事業完了後の跡地のイメージアップや廃棄物最終処分所の立地の促進を図るため、これら跡地等の利活用方策のモデル事業を行う。</p> <p>○水銀や残留性有機汚染物質（POPs）等の有害特性を有する化学物質を含む廃棄物について、生活環境保全上の支障等の未然防止を図るため、国際動向に対応し、適正な処理を確保するための仕組みを構築する。</p> <p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>目標4-1 国内及び国際的な循環型社会の構築</p> <p><今後の展開></p> <p>○アジアにおける循環型社会の構築に向けて、アジア3R推進フォーラムについて会合の定期的開催、参加者間の情報共有等を進め、アジア3R推進フォーラムの下で、3Rに関するハイレベルの政策対話の促進、各国における3Rプロジェクト実施への支援の促進、3R推進に役立つ情報の共有、関係者のネットワーク化、市民、NGO/NPOによるアジア3R推進市民フォーラムの支援等を進めていく。また、二国間の3R推進の協力の構築と展開を進める。この中で我が国の循環ビジネスのアジアへの展開に向けた基盤整備を行う。さらに、CSD19への貢献のため、世界レベルの廃棄物管理推進の議論を進めるための意見の集約にリーダーシップを取って貢献する。</p>
<p>5. 生物多様性の保全と自然との共生の推進</p>	<p>修正文の追加</p> <p>修正文の追加</p>	<p>③施策の方針に対する総合的な評価</p> <p>【基盤的施策の実施及び国際的取組】</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に閣議決定した。</p> <p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価</p> <p>目標5-1 基盤的施策の実施及び国際的取組</p> <p>【達成の状況】</p> <p>○第三次生物多様性国家戦略（平成19年11月閣議決定）に沿って、各種具体的な施策、政策の策定に必要な情報の収集・解析・整備・提供、国民への普及啓発の促進、生物多様性総合評価のとりまとめに向けた検討を実施し、サンゴ礁や渡り鳥の保全のための国際的取組</p>

	<p>修正文の追加</p> <p>修正文の追加</p>	<p>組、地域における生物多様性の保全・再生に資する取組の支援等が着実に推進され、目標達成に向け一定の進展があった。また、生物多様性基本法に基づく初めての国家戦略となる「生物多様性国家戦略2010」を平成22年3月に閣議決定した。</p> <p>【有効性】</p> <p>○生物多様性総合評価を行うために環境省が設置した生物多様性総合評価検討委員会において平成21年度に3回の検討会が行われ、過去50年の我が国の生物多様性の状況について明らかにされることで生物多様性の現状に関する理解の促進に貢献した。</p> <p><今後の展開></p> <p>○生物多様性国家戦略2010に示された各種施策を展開する。特に、我が国の生物多様性の総合評価実施・充実や、国民への普及広報・多様な主体の参画促進の強化等を行う。</p>
<p>6. 化学物質対策の推進</p>	<p>修正文の追加</p> <p>修正文の追加</p>	<p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価 目標6-1 環境リスクの評価</p> <p>【効率性】</p> <p>○環境リスク初期評価は、規制導入などの行政施策の前段階としてのスクリーニング評価として、評価対象物質の選定にあたり、省内関係部局からの要望調査を行い、これをとりまとめて実施することで、省内でのリスク評価の効率的な実施に資している。また評価の実施にあたって、民間事業者の活用とその選定の際の競争入札や公募方式の活用、関係部局の協力による効率的な必要データ収集等により、効率的な実施を図っている。</p> <p>○製品モニタリングの対象物質・製品については、製品中の有害化学物質に関する国内外の状況等を調査した上で、専門家の意見を踏まえて優先的に取り組むべきものを選定することで、より高いリスクを持つ製品についてのモニタリングを行えるようにしている。また業者選定にあたっては競争入札を行うことで、費用対効果に優れたモニタリングを実施している。</p> <p>○エコチル調査は平成22年度より、必要最低限の規模で立ち上げることとしており、厚労省・文科省にも異なる観点からの競争的資金枠の設定につき検討を依頼している。諸外国の先行調査との連携による効率化・相互補完に加え、調査の進展・分析技術の進化・官民連携の進捗を都度取り入れることを想定しており、実際の調達に当たっては競争入札による効率的な実施を図る。</p> <p>目標6-2 環境リスクの管理</p> <p>【効率性】</p> <p>○化審法に基づく施策のうち、新規化学物質については、法に基づき製造・輸入事業者により毒性試験等が行われ、その結果を用いて審査を行っている。他方、既存化学物質については、化審法共管3省(経済産業省・厚生労働省・環境省)で分担し、競争入札を活用した毒性試験</p>

	<p>修正文の追加</p> <p>修正文の追加</p>	<p>を実施することで効率的な安全性点検を行うとともに、Japan チャレンジプログラムによる産業界との連携も図ることで、民間からも毒性試験結果が提出されるよう取り組み、効率化を図ってきた。</p> <p>○平成 21 年 5 月公布の改正化審法では、既存化学物質も含めたすべての化学物質を対象とした包括的な管理体制の構築が図られることとなっている。この化学物質のスクリーニング評価及びリスク評価手法の検討業務については、業者選定にあたって競争入札を行うことで、費用対効果に優れた検討を実施している。</p> <p>○PRTR 制度に基づく取組については、約 4 万事業所からの届出データ等関連する膨大なデータを、インターネットや外部請負等を活用し、外部の専門家からなる検討の場も最大限活用しながら、共管省庁と緊密な連携を図りつつ効率的に集計・公表した。また、外部の請負業者の選定に当たっては、原則として競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。</p> <p>○ダイオキシン類の一日摂取量の算出に当たっては、厚生労働省、環境省で実施している各種調査の結果を使用して推計しており、既存のデータを使用することから効率的である。平成 21 年度からは、モニタリング調査と同一契約内で執行する工夫をし、またモニタリングの対象サンプル数を削減した。</p> <p>目標6-3 リスクコミュニケーションの推進</p> <p>【効率性】</p> <p>○PRTR や化学物質環境実態調査等に係るホームページや一般向け解説資料の作成等、個別課題に関するリスクコミュニケーションを実施しており、参加者・利用者の声を反映しつつ効率的に運用を図っている。また、事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定に当たっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。</p> <p>目標6-4 国際協調による取組</p> <p>【効率性】</p> <p>○SAICM や GHS 及び有害金属対策については関係省庁連絡会議を開催し、関係各省と情報共有を図り、調整しつつ作業を行った。また、POPs 条約・PIC 条約・OECD への対応や日中韓間の情報交換等についても、作業の分担など関係各省と連携をはかり、効率的に対応した。事業の推進にあたっては、民間事業者を活用するとともに、業者選定に当たっては、競争入札を実施し、事業の効果的・効率的な執行に努めている。</p> <p>○第3回日中韓における化学物質管理に関する政策ダイアログおよび第3回日中韓三カ国 GHS 専門家会合、さらに日中韓の化学物質管理政策及び日韓の REACH への対応戦略に関するセミナーのいずれも同時期に開催することで、個別に会議を開催する際に発生する重複費用を削減した。</p> <p>目標6-5 国内における毒ガス弾等対策</p>
--	-----------------------------	--

	修正文の追加	<p>【効率性】</p> <p>○対策の推進にあたっては、外部の有識者等専門家の知見を最大限活用した。また、調査計画の立案にあたっては、例えば環境調査において土地所有者や専門家等と十分な意思疎通を図ることにより、調査区域の土壌の性状・地歴を踏まえつつ、調査対象の特性に応じた調査手法を適用し、調査日数や調査範囲を必要最低限にする等、効率的な調査を行っている。</p> <p>○緊急措置事業の実施にあたっては、茨城県、筑波大学、国立環境研究所等の協力を得るとともに、専門家の知見を最大限に活用し、検討会等で調査研究計画を立案し、効率的に病態や治療等の研究を進めた。</p>
7. 環境保健対策の推進	修正文の追加	<p>⑦当該施策を構成する目標・指標及び評価 目標 7-4 環境保健に関する調査研究 <今後の展開></p> <p>②黄砂の健康影響については、専門家の助言を得つつ、引き続き知見の収集及び調査・研究を実施し、実態を明らかにしていく。</p>
8. 環境・経済・社会の統合的向上	修正文の追加	<p>③施策の方針に対する総合的な評価</p> <p>【経済のグリーン化の推進】</p> <p>○環境ビジネスに関する基礎調査として、我が国における環境産業の市場規模及び雇用規模の推計を行うとともに、環境産業に係る景況感等の把握手法を検討した。検討の一環として「環境経済観測」の試行的なアンケート調査が実施され、我が国の環境産業全体について今後 10 年間発展していくものと考えている企業が多いこと、業況 DI について全ての産業を対象とした日銀短観結果に比べ相対的に良い状態にあること等が判明した。</p> <p>④今後の主な課題</p> <p>【経済のグリーン化の推進】</p> <p>○事業活動における一層の環境配慮の組み込みを促すための情報戦略等の手法の開発・普及、提供された環境情報等を投融资の判断要素に組み入れる金融手法の普及促進、投資家等の環境金融への理解と環境に良い企業への投融资を図るため金融グリーン化の普及促進の検討。</p> <p>○中小企業を中心に環境配慮型経営の更なる普及促進。企業の環境への取組状況が明示的に把握でき、かつ企業側も情報開示を積極的に実施していくような情報提供の形を検討。さらに、開示される環境情報の質の向上と環境報告書の更なる普及促進。</p> <p>⑤今後の主な取組</p> <p>【経済のグリーン化の推進】</p>

	<p>修正文の追加</p> <p>関係課・室の追加 指標①、②の修正</p> <p>基準年、基準値の修正</p> <p>根拠等の修正</p> <p>修正文の追加</p> <p>修正文の追加</p>	<p>○環境報告ガイドラインや環境会計ガイドラインのより一層の普及と、環境情報の有用性や開示情報の利活用を図るため、各ガイドラインの見直しに取り組む。</p> <p>○中央環境審議会環境と金融に関する専門委員会の報告書を踏まえ、①リースの活用による低炭素機器の普及促進、②年金基金による環境配慮投資の促進、③有価証券報告書等を通じた投資家への環境情報開示の促進、④日本版環境金融行動原則の策定支援等の金融のグリーン化に取り組む。</p> <p>○中小企業の環境マネジメントシステムであるエコアクション 21 について、産業廃棄物の適正処理などの環境法令の遵守の把握など審査の一層の適正化に努めつつ、その普及を推進する。</p> <p>○環境産業の景況感等を把握する「環境経済観測」を本格実施するとともに、引き続き環境産業市場規模等の推計を行う。また、これらの環境と経済の関係に関する情報(環境経済情報)を体系的に整理し、インターネット等を通じて広く情報提供していく。</p> <p>⑥当該施策を構成する目標・指標及び評価 目標8-1 経済のグリーン化の推進 環境経済課・環境計画課</p> <table border="1" data-bbox="981 730 1944 853"> <thead> <tr> <th>指標年度等</th> <th>17年度</th> <th>18年度</th> <th>19年度</th> <th>20年度</th> <th>21年度</th> <th>目標年</th> <th>目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>①</td> <td>約 58</td> <td>約 66</td> <td>約 69</td> <td>約 75</td> <td>調査中</td> <td>H32年度</td> <td>約 50 増</td> </tr> <tr> <td>②</td> <td>約 137</td> <td>約 144</td> <td>約 130</td> <td>約 176</td> <td>調査中</td> <td>H32年度</td> <td>約 140 増</td> </tr> </tbody> </table> <p>①、②H18年度 ①70 ②約 140 ③ア 23.6 イ 15.3 ウ 11. 8 ③、⑥、⑦H13年度 ⑥約 30/約 12 ⑦約 23/約 12</p> <p>①、②:新成長戦略 ⑥、⑦:循環型社会推進基本計画</p> <p>【達成の状況】</p> <p>○環境産業の市場規模及び雇用規模については、最近の傾向として継続して拡大基調にある。</p> <p>【有効性】</p> <p>○環境ビジネスの振興については、平成 12 年度現在の市場規模は約 41 兆円、雇用規模が約 106 万人(平成 14 年度調査)であったものが、平成 20 年度現在で、市場規模が約 75 兆円、雇用規模が約 196 万人(平成 21 年度調査)に増加している。具体的には、例えば、太陽光発電システムについては、平成 20 年度の市場規模は約 4,700 億円であり、電力買取制度や住宅補助金制度など環境政策の導入の効果もあって、12 年度比 7 倍近くに成長している。また、地球温</p>	指標年度等	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標年	目標値	①	約 58	約 66	約 69	約 75	調査中	H32年度	約 50 増	②	約 137	約 144	約 130	約 176	調査中	H32年度	約 140 増
指標年度等	17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	目標年	目標値																			
①	約 58	約 66	約 69	約 75	調査中	H32年度	約 50 増																			
②	約 137	約 144	約 130	約 176	調査中	H32年度	約 140 増																			

